

日本接着歯学会 会則

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は、日本接着歯学会（Japan Society for Adhesive Dentistry）と称する。

(事 務 局)

第2条 本会の事務局は、東京都豊島区駒込1丁目43番地9号、(財)口腔保健協会  
(TEL 03-3947-8891) 内に置く。

(目的および事業)

第3条 本会は、接着歯学に関する、学術および技術の進歩発展を図ることを目的とする。

本会はこの目的を達成するために次の事業を行う。

1. 総会および学術大会の開催。
2. 講演会および講習会の開催。
3. 機関誌「接着歯学」の刊行。
4. 会員名簿の発行。
5. 各種委員会の開催。
6. 各国の接着歯学関係者との交流、情報交換。
7. その他、本会の目的を遂行するために必要な事業。

第2章 会 員

(種 類)

第4条 本会の会員は正会員、賛助会員、名誉会員および臨時会員とする。

(正 会 員)

第5条 本会の目的に賛同する者は理事会の承認を得て正会員になることができる。会員  
になろうとする者は理事の推薦により入会申込書を事務局に提出し、理事会の承認  
を得なければならない。

会員は総会で定められた年会費を納めなければならない。

会員は次に掲げる場合には理事会の決定によって除名される。

1. 会費を滞納し、理事会が除名と認めたとき。
2. 本会の名誉を傷つけ、理事会が除名を相当と認めたとき。

(賛助会員)

第6条 本会の目的を達成するために特別の財政的援助を行う者（法人、その他の団体を含  
む）は、理事会の承認を得て賛助会員になることができる。賛助会員は総会で  
定められた年会費を納めなければならない。

賛助会員は本会の開催する総会、学術大会等に出席し、機関誌の交付および情報の  
提供を受けることができる。

賛助会員は正会員と同等の処遇を受けることができる。

(名誉会員)

第7条 本会の目的達成のために長年尽力され、その発展に多大な貢献のあった者は理事  
会および評議員会の推薦にもとづき、総会の承認を得て名誉会員に推挙すること  
ができる。

(臨時会員)

第8条 接着歯学の研究に従事している外国人留学生および本邦歯科大学に在学し、接着  
歯学に関心を持つ5ないし6学年生で、常任理事会で承認を得た者は臨時会員に  
なることができる。

第3章 総 会

(招 集)

第9条 通常総会は毎年1回会長がこれを招集する。

会長は必要があると認めるときは臨時総会を招集することができる。

(審議事項)

第10条 総会は、次の事項につき、審議決定する。

1. 事業計画
2. 歳入・歳出予算
3. 決算の承認
4. 役員を選任
5. 会則の変更
6. その他、会務運営上重要な事項

(議 決)

第11条 総会の議事は出席した会員の過半数をもって決する。

#### 第4章 役 員

(種 類)

第12条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1 名
2. 副 会 長 2 名
3. 常任理事 若干名
4. 理 事 若干名
5. 評 議 員 若干名
6. 監 事 2 名

(選 任)

第13条 役員を選任は次のように行う。

1. 会長および副会長は常任理事会の推薦を受け、理事会および評議員会の議を経て総会において決定する。
2. 常任理事は理事の中から会長が選出し、理事会の議を経て委嘱する。
3. 理事および監事は理事会の推薦にもとづき、総会において選任する。
4. 評議員は理事会において推薦、承認を得た者で、会長がこれを委嘱する。

(任 期)

第14条 役員任期は2年とする。ただし再任を妨げない。

(会長および副会長)

第15条 会長は本会を代表する。

副会長は会長に事故のあるときは、その職務を代行する。

(常任理事)

第16条 常任理事は、本会の総務、財務、編集等の会務を分担し、常任理事会において本会の運営上の企画、執行等について審議するとともに、会の日常業務を処理する。

(理 事)

第17条 理事は、理事会に出席し、本会の運営に関する重要事項について審議する。

(評 議 員)

第18条 評議員は、評議員会に出席し、会長の諮問に応じ重要な事項を審議する。

(監 事)

第19条 監事は本会の会務、会計を監査するとともに理事会に出席し、意見を述べることができる。会計監査結果については、総会において報告するものとする。

#### 第5章 役 員 会

(常任理事会)

第20条 常任理事会は会長、副会長、常任理事をもって組織する。常任理事会は会長が必要に応じて随時招集する。本理事会は会長が議長となり、本会の重要議案を整理し、審議するとともに、会の日常業務の円滑なる執行を掌理する。

(理 事 会)

第21条 理事会は会長、副会長、常任理事、理事をもって組織する。理事会は、原則とし

て年1回会長がこれを招集し、会長が議長となり、本会運営上の重要事項を審議し、処理する。

(評議員会)

第22条 評議員会は会長、副会長、常任理事、理事、評議員をもって組織し、会長は原則として年1回これを招集する。開会の都度、出席評議員の中から選出された者が議長となり、会則第3条に定める事項のほか、本会運営上の諸事項について審議する。

(役員会の成立および議決)

第23条 常任理事会は構成員の3分の2以上の出席をもって成立し、また理事会は構成員の3分の2以上(委任状を含む)の出席をもって成立するものとし、審議事項は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。評議員会は構成員の2分の1以上(委任状を含む)の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決する。可否同数のときは、議長の決するところによる。

## 第6章 会 計

第24条 本会の経費は、会費およびその他の収入をもって充てる。

第25条 入会金は1,000円、会費は正会員10,000円、賛助会員1口50,000円(1口以上)、臨時会員1,000円とする。名誉会員の年会費は免除される。臨時会員には会誌の個人宛発送は原則として行わない。

なお、集会の円滑な運営のために、臨時会費を徴収することがある。

第26条 本会の収支予算および決算は理事会、評議員会の議決を経て総会の承認を得なければならない。

第27条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第7章 学 会 賞

第28条 本会に学会賞として、日本接着歯学会・学会功労賞・学術功労賞および学術奨励賞を設ける。

第29条 本賞の選考規程等については別に定める。

## 第8章 会則の改正

(会則の改正)

第30条 本会則を改正する場合は、理事会の承認を得て、総会の承認を得なければならない。

## 第9章 内 規

(内 規)

第31条 本会則の円滑な実施、運用に必要な内規は常任理事会および理事会の議を経て別に定める。

付 則 本会則は昭和62年4月25日より施行する。

本会則は平成4年6月12日一部改正施行する。

本会則は平成8年3月16日一部改正施行する。

本会則は平成11年1月23日一部改正施行する。

本会則は平成12年1月22日一部改正施行する。

本会則は平成13年1月27日一部改正施行する。